

届出・許可書記入にあたっての注意事項

転用によって生ずる附近の土地、作物等の被害の防除施設の概要について

1. 田畑の水利、水はけなどは、永年にわたる慣行に従って、一定の方法が出来てバランスを保っているのが実情であります。転用に伴いそのバランスがくずれ田畑が冠水したり、水利が悪くなったりトラブルが発生することがあります。
2. 転用に際しては、附近の状況を充分調査して、特に、周辺の農地や農業用水路に迷惑を及ぼさないよう被害の防除施設を設置してください。
万一、被害が発生した場合は、誠心誠意に対応して、その対策を講じるようにしてください。 (自然流水の承水義務)
3. 記入にあたっては、下記の記入例を参考にしてください。

記入例（１）

『隣接地に対して、日照、通風を妨げないようにし、その他被害を与えません。
排水は、ヒューム管により、公共用水路に排水し、周辺の農地や農業用水に被害を及ぼさないように致します。』

記入例（２）

『建築に際しては、建築基準法を守り、排水については排水溝を設置して公用の排水路に流します。その他、附近の農地や農作物に迷惑をかけないように致します。』